

用語の解説【登記統計月報】

1 共通

用 語	解 説
登記事件	登記の申請若しくは嘱託に基づき、又は職権により登記を完了した事件をいう。
件数	申請情報又は嘱託情報ごと、かつ、登記の目的ごとに1件として計上している。
個数	個数の計上方法は、次のとおりである。 ① 不動産登記 土地の筆数又は建物の個数 ② 動産譲渡登記 動産の個数 ③ 債権譲渡登記 債権の個数 ④ 立木の登記 立木の集団数 ⑤ 船舶の登記 船舶の隻数 ⑥ 財団の登記 財団の個数 ⑦ 農業用動産抵当の関する登記 農業用動産の個数 ⑧ 建設機械の登記 建設機械の個数 ⑨ 鉱害賠償額の登録 賠償額を登録した土地の筆数又は建物の個数

2 総括・不動産・その他

(1) 第1表 法務局及び地方法務局管内別 登記事務取扱数

用 語	解 説
登記事件	当該月に処理を完了した事件をいい、「件数」・「個数」には、却下及び取下げの件数・個数を含む。
(うち) オンライン申請によるもの	不動産登記法（平成16年法律第123号）その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用して登記の申請がされた登記事件の件数をいう。
不動産登記	土地に関する登記及び建物に関する登記をいう（立木に関する登記及び財団に関する登記は含まない。）。 -----
商業・法人等の登記	商業登記（会社の登記並びに商号、未成年者、後見人及び支配人の登記）、会社以外の法人の登記、投資事業有限責任組合契約の登記、有限責任事業組合契約の登記及び限定責任信託の登記をいう。 -----
成年後見登記	後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第1条に規定する後見登記等をいう。 -----
その他の登記	立木に関する登記、船舶に関する登記、財団に関する登記、農業用動産抵当に関する登記、建設機械に関する登記、企業担保権に関する登記、夫婦財産契約に関する登記及び鉱害賠償に関する登録をいう。
筆界特定制度	「新受付件数」は、当該月に受け付けた筆界特定の申請の件数、「既決件数」は、当該月に手続を終了した筆界特定の申請の件数をいい、「手数料」は、当該月に既済となった事件の手数料をいう。

登記事項証明書交付等請求事件	登記事項証明書、登記事項要約書、印鑑証明書、確定日付等の請求事件をいう。 「件数」は、登記事項証明書にあっては請求通数、登記事項要約書にあっては請求筆・個・法人数、印鑑証明書及び確定日付にあっては請求件数を計上している。
----------------	--

(2) 第2表 法務局及び地方法務局管内別 不動産登記の件数及び個数

「不動産の表示に関する登記」及び「不動産の権利に関する登記」の登記の種類は、第3表から第6表までを参照。

(3) 第3表 法務局及び地方法務局管内別・種類別 土地の表示に関する登記の件数及び個数

用 語	解 説
土地改良・区画整理	土地改良登記令（昭和26年政令第146号）第4条又は土地区画整理登記令（昭和30年政令第221号）第4条第1項の規定する換地処分による登記をいう。
地図訂正	地図、地図に準ずる図面、土地所在図及び地積測量図の訂正をいう。
筆界特定がされた旨の記録	不動産登記規則第234条の規定する筆界特定がされた旨の記録をいう。

(4) 第4表 法務局及び地方法務局管内別・種類別 建物の表示に関する登記の件数及び個数

用 語	解 説
敷地権の表示	不動産登記法第44条第1項第9号の規定する登記事項の登記をいう。
建物所在図訂正	建物所在図、建物図面及び各階平面図の訂正をいう。

(5) 第5表 法務局及び地方法務局管内別・種類別 土地の権利に関する登記の件数及び個数
第6表 法務局及び地方法務局管内別・種類別 建物の権利に関する登記の件数及び個数

用 語	解 説
一般承継（相続を除く。）による所有権の移転	合併その他の法人の一般承継（会社分割を除く。）を登記原因とする所有権の移転の登記をいう。
相続による所有権の移転	相続（相続人に対する遺贈を含む。）、旧民法による家督相続又は遺産相続、遺留分減殺を登記原因とする所有権の移転の登記をいう。
遺贈又は贈与による所有権の移転	遺贈（相続人に対する遺贈を除く。）、贈与又は死因贈与、寄附行為を登記原因とする所有権の移転の登記をいう。
売買による所有権移転	売買を登記原因とする所有権の移転の登記をいう。
その他の原因による所有権の移転	上記以外を登記原因とする所有権の移転の登記をいう。
敷地権である旨の登記	不動産登記法第46条の規定する敷地権である旨の登記をいう。
相続人申告の申出の登記	不動産登記法第76条の3第1項の規定による申出に基づく登記をいう。

3 商業・法人

(1) 第1表 会社及び登記の種類別 会社の登記の件数

ア 会社の種類

用 語	解 説
特例有限会社	旧有限会社法（昭和13年法律第74号）の規定による有限会社であって、会社法（平成17年法律第86号）の施行後もその商号中に有限会社という文字を用いて存続している株式会社をいう。

イ 登記の種類

用 語	解 説
組織変更	株式会社が合名会社、合資会社若しくは合同会社になること、又は合名会社、合資会社若しくは合同会社が株式会社になることをいう。
種類変更	持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）が別の種類の持分会社になることをいう。
商号変更	特例有限会社が株式会社に商号の変更をすることをいう。

(2) 第2表 登記の種類別・資本金階級別 会社の資本金の額の変動の件数及び金額

ア 資本金階級別

用 語	解 説
資本金階級	資本金の額、変動前の資本金の額により分類している。
金額	資本金の額、資本金の額の増減額をいう。 当該額が0円のときは0円、1円以上1万円未満のときは1万円、1万円以上のときは1万円未満の金額を切り捨てて集計している。

イ 会社、登記の種類

登記の種類の略語の意味は、次のとおりである。

略 語	意 味
合併設立	新設合併による設立の登記
商号変更設立	商号変更による設立の登記
組織変更設立	組織変更による設立の登記
種類変更設立	種類の変更による設立の登記
分割設立	新設分割による設立の登記
合併資本増加	吸収合併による資本金の額の増加の登記
分割資本増加	吸収分割による資本金の額の増加の登記
合併解散	吸収又は新設合併による解散の登記
商号変更解散	商号変更による解散の登記
組織変更解散	組織変更による解散の登記
種類変更解散	種類の変更による解散の登記
分割資本減少	吸収又は新設分割に伴う資本金の額の減少の登記